

令和元年１０月３１日
大 阪 税 関 業 務 部

飲用乳に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について（お知らせ）

本年度の初日から９月末日までの期間における関税暫定措置法別表第１の６の２の項に定める物品（以下「飲用乳」といいます。）の輸入数量が、同法第７条の３第１項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和元年１１月１日から令和２年３月３１日までの期間に輸入される飲用乳について、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりましたのでお知らせします。

記

品目（関税暫定措置法別表第１の６の２の項に定める物品）	統計品目番号	関税率	
		特別緊急関税発動前 （WTO税率）	特別緊急関税発動後
飲用乳	0401. 20-190	21. 3% ＋ 114円/kg	28. 4% ＋ 152円/kg

（注）

関税割当てを受けて輸入される物品については、関税暫定措置法第７条の３第２項第１号の規定により、特別緊急関税発動前に本邦に向けて送り出された物品については、同項第６号の規定により、それぞれ特別緊急関税の課税対象外となります。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第１部門
（０６－６５７６－３３１３）までお問い合わせください。